



埼玉県報

第 2812 号
平成 28 年(2016 年)
7 月 5 日
火曜日

目次

告示

- 平成 28 年度税制改正に伴う自動車二税サブシステム改修業務委託に関する契約の相手方等の公示 (税務課)
- 開発行為に関する工事の完了公告 (川越建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告 (熊谷建築安全センター)
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定 (熊谷建築安全センター)
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に基づく道路の位置の指定 (熊谷建築安全センター)
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に基づく道路の位置の指定の取消し (越谷建築安全センター)
- 参議院埼玉県選出議員選挙における選挙会の日時及び場所 (選挙管理委員会)
- 参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の日時及び場所 (選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員補欠選挙 (西第 6 区 富士見市) における選挙会の日時及び場所 (選挙管理委員会)
- 参議院埼玉県選出議員選挙における選挙会の参観人員の制限 (選挙管理委員会)
- 参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の参観人員の制限 (選挙管理委員会)
- 参議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人のくじの日時及び場所 (選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員補欠選挙 (西第 6 区 富士見市) における選挙会の参観人員の制限 (選挙管理委員会)

告 示

埼玉県告示第八百九十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年七月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

平成 28 年度税制改正に伴う自動車二税サブシステム改修業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部税務課税務システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成 28 年 5 月 16 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

日本電気株式会社 東京都港区芝 5 丁目 7 番 1 号

5 契約金額

119,847,600 円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号に該当

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年七月五日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十七年十月十三日

指令川建セ第二七〇〇五九〇号

二 検査済証番号

平成二十八年七月一日

川建セ第二八〇〇一六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字大蔵字大東三十九番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町月の輪五丁目八番地三バンブー・ジェンシアン二〇二号室

金井 直幸

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年七月五日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 恩 田 雅 明

一 許可番号

平成二十八年四月二十一日

熊建セ第〇八二二〇〇〇六二号

二 検査済証番号

平成二十八年六月二十九日

熊建セ第百十二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県大里郡寄居町大字西ノ入字高根沢大谷三千七十番一、三千七十番二、三千七十番三、三千七十番四、三千七十番五、三千七十番六、三千七十番七、字高根沢萩畝三千五十番十六、三千五十番二十、三千五十番二十一、字大橋三千九十九番一、三千九十九番七、三千九十九番八、三千九十九番九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県 埼玉県知事 上田 清司

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十八年七月五日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 恩 田 雅 明

指定番号	第一号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十八年六月二十四日
指定に係る道路の位置	加須市下高柳字上小宮千六百三十二番三地先から加須市下高柳字上小宮千六百五十三番一地先まで
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	百五・〇
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	十五・〇

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十八年七月五日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 恩 田 雅 明

指定番号	第三号
指定に係る 道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第五号
指定の年月日	平成二十八年六 月二十九日
指定に係る道路の位置	二 埼玉県児玉郡美里町大字沼上字北川原四百二番
指定に係る 道路の延長 (単位メートル)	二十九・九九
指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)	五・〇〇

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、昭和四十七年三月十六日第百六十九号で位置の指定をした道路を次のとおり取り消した。

平成二十八年七月五日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

取消番号	第一号
指定の取消しに係る道路の種類	建築基準法 第四十二條 第一項第五号
指定の取消しの年 月 日	平成二十八年六月 二十四日
指定の取消しに係る道路の位置	埼玉県南埼玉郡宮代町本田二丁目十五番三、十五番六
指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)	二十八・一〇
指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)	四・〇〇

告 示

埼玉県選管告示第五十七号

平成二十八年七月十日執行の参議院埼玉県選出議員選挙における選挙会の日時及び場所は、次のとおりである。

平成二十八年七月五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 日時 平成二十八年七月十二日 午後一時三十分

二 場所 埼玉県県民健康センター大会議室B

告 示

埼玉県選管告示第五十八号

平成二十八年七月十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の日時及び場所は、次のとおりである。

平成二十八年七月五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 日時 平成二十八年七月十二日 午後一時三十分

二 場所 埼玉県県民健康センター大会議室B

告 示

埼玉県選管告示第五十九号

平成二十八年七月十日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（西第六区 富士見市）における選挙会の日時及び場所は、次のとおりである。

平成二十八年七月五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 日時 平成二十八年七月十日 午後九時

二 場所 富士見市立健康増進センター体育館

告 示

埼玉県参埼選告示第二号

平成二十八年七月十日執行の参議院埼玉県選出議員選挙における選挙会の参観人員を十人に制限する。

平成二十八年七月五日

参議院埼玉県選出議員選挙選挙長 細 田 徳 治

告 示

埼玉県参比選告示第一号

平成二十八年七月十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における埼玉県選挙分会の参観人員を十人に制限する。

平成二十八年七月五日

参議院比例代表選出議員選挙埼玉県選挙分会長 伊藤 茂

告 示

埼玉県参比選告示第二号

平成二十八年七月十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における埼玉県選挙分会の選挙立会人となるべき者につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条の規定により行うべきくじの日時及び場所は、次のとおりである。

平成二十八年七月五日

参議院比例代表選出議員選挙埼玉県選挙分会長 伊 藤 茂

一 日 時 平成二十八年七月八日 午前十時三十分

二 場 所 埼玉県選挙管理委員会室

告 示

埼玉選西第六区告示第二号

平成二十八年七月十日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（西第六区 富士見市）における選挙会の参観人員を五十人に制限する。

平成二十八年七月五日

埼玉県議会議員補欠選挙西第六区 富士見市選挙長 黒 田 柳 次